

府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年6月30日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この細則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、法の例による。

(認定申請書に添付する図書及び調書)

第3条 規則第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、市長が必要と認める図書とする。

2 規則第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項の図書を添付する場合において、規則第2条第1項に掲げる図書のうち市長が不要と認める図書とする。

(良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項)

第4条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての基準は、地域のまちなみ等と調和した住宅の普及を図る観点から、市長が別に定めるところによるものとする。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項)

第5条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減配慮されたものであることについての基準は、建築をしようとする住宅が

立地する地域における自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮の観点から、市長が別に定めるところによるものとする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)

第6条 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、市長が当該申出に係る長期優良住宅建築等計画の認定又は計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、法第6条第2項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定により構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(計画の通知)

第7条 法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第1号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第8条 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第2号様式）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の通知を行った場合で前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第3号様式）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

(報告)

第9条 認定計画実施者は、法第12条の規定により、認定長期優良住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められた場合には、工事完了報告書（第4号様式）により、市長に報告するものとする。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により、前項の報告以外の報告を求められた場合には、状況報告書（第5号様式）により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(取りやめる旨の申出)

第10条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめ届（第6号様式）の正本及び副本に、認定通知書（変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の取りやめ届の副本は、認定計画実施者に返還するものとする。

(取消しの通知)

第11条 法第14条第2項の規定による通知は、取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 18 日規則第 10 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 5 月 29 日規則第 46 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 6 月 27 日規則第 59 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 2 月 16 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

（経過措置）

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、この規則による改正前の府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 3 条第 2 項及び第 5 条第 2 項第 2 号の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に規定する様式用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。